

未来につなぐ文化財の継承～保全と活用に向けて～
に関する政策提言

2024（令和6）年12月

茅ヶ崎市議会 文化教育常任委員会

目次

1	はじめに	2
2	調査研究について	3
3	政策提言	7
4	あとがき	10

1 はじめに

本市域には、古来から人々が営んできた長い歴史があり、豊かな文化が形成され、数多くの文化財や文化的資源を有している。これらは、私たちの歴史やアイデンティティを形成する貴重なものとして、次世代に伝え残すべき重要な遺産である。しかし、文化財の発掘や維持管理には多くの課題があり、文化財を取り巻く環境の変化はもちろん、高齢化社会の進展に伴う後継者不足などが、文化財の保全や継承を難しくしている。これらの問題を解決し、文化財を未来につないでいくための政策が急務となっている。

また、文化財については、文化財の価値を損なうことなく次世代に継承する「保全」だけでなく、より多くの人に鑑賞、体験をしてもらう「活用」が求められ、とりわけ近年においては、文化財の活用がまちづくりや地域振興、観光振興等にも資するとの認識が高まっており、文化財の活用に期待される役割はとて大きくくなっている。

これらの背景を踏まえ、本委員会は「未来につなぐ文化財の継承～保全と活用に向けて～」をテーマに調査研究を行い、将来にわたり文化財を地域全体で活用しながら後世に伝え継承していくことができる地域社会の実現を目指すため、必要な施策について提案する。

2 調査研究について

(1) 調査研究の経過について

令和5年より文化教育常任委員会で調査研究を開始し、令和5年8月24日の委員会でテーマを決定した。その後、テーマの内容について委員間での打ち合わせや協議、担当課とのヒアリング及び先進自治体への行政視察を行い、継続的に政策討議について協議し、検討を重ねてきた。

	日時	会議等	概要
令和5年	(1) 5月29日	委員間の打合せ	・政策討議に係るスケジュールを共有
	(2) 6月13日	委員間の打合せ	・各委員から提案された大要テーマの案を協議
	(3) 6月28日	委員会	・大要テーマを「未来につなぐ文化財の継承～保全と活用に向けて～」に決定
	(4) 7月11日	委員間の打合せ	・視察先及び視察事項の選定
	(5) 7月20日	ヒアリングを実施	・社会教育課へヒアリング
	(6) 8月7日	委員会	・視察先及び視察事項の決定
	(7) 8月15日	行政視察	・川崎市を行政視察
	(8) 8月24日	委員会	・テーマを「未来につなぐ文化財の継承～保全と活用に向けて～」に決定
	(9) 9月12日	委員会	・視察先及び視察事項の決定
	(10) 10月31日	行政視察	・山形県天童市を行政視察
	(11) 11月1日	行政視察	・山形県寒河江市を行政視察
	(12) 12月6日	委員間の打合せ	・今後の方向性について協議
令和6年	(13) 1月24日	委員会	・視察先及び視察事項の決定
	(14) 2月7日	行政視察	・茅ヶ崎市内（本村居村遺跡、茅ヶ崎市博物館、下寺尾官衙遺跡群）を行政視察
	(15) 3月14日	委員間の打合せ	・視察先及び視察事項の選定
	(16) 3月22日	委員会	・視察先及び視察事項の決定
	(17) 4月15日	行政視察	・京都府向日市を行政視察
	(18) 4月16日	行政視察	・福岡県太宰府市を行政視察
	(19) 4月17日	行政視察	・福岡県春日市を行政視察
	(20) 5月20日	委員間の打合せ	・視察結果の振り返りと今後の方向性について協議
	(21) 6月6日	ヒアリングを実施	・社会教育課及び博物館へヒアリング
	(22) 6月21日	委員間の打合せ	・今後の方向性について協議

(23)	6月25日	全員協議会	・政策討議に関する中間報告
(24)	8月22日	委員間の打合せ	・政策提言書の骨子案の協議
(25)	9月10日	委員間の打合せ	・ヒアリング先及び日程について協議
(26)	10月29日	ヒアリングを実施	・図書館へヒアリング
(27)	11月21日	委員間の打合せ	・政策提言書の素案の協議
(28)	11月28日	委員間の打合せ	・政策提言書の素案の協議
(29)	12月11日	委員会	・政策提言書の素案の協議

(2) 他市の取組事例

ア 文化財保存活用地域計画の作成（神奈川県川崎市、山形県寒河江市、福岡県太宰府市）

神奈川県川崎市では、これまで平成26年3月に策定した「川崎市文化財保護活用計画」をもとに文化財の保存と活用を図ってきた。しかし、令和6年3月で計画期間が満了したため、これまでの取組や成果や課題を明確にし、今後解決すべき課題に対する方針や具体的な取組を定める「川崎市文化財保存活用地域計画」を策定し、令和6年7月に文化庁から認定された。川崎市初の国史跡に指定された橘樹官衙遺跡群は、地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることのできる貴重な遺跡であり、高台が四方を見渡せる場所にあること、近隣には寺や河川があることなど、本市の下寺尾官衙遺跡群と立地についての共通点が多く見受けられる。

山形県寒河江市では、「寒河江市文化財保存活用地域計画」が令和4年7月に県内で初めて文化庁から認定された。最上川中流域には豊富な石器資源による石器生産遺跡を持ち、慈恩寺をはじめとして平安時代から近世にかけての文化財も多く残っている。寒河江市では、文化財を保存・活用するための具体的な取組として、「文化財は未来に伝える地域の宝であり、保存と活用の循環によって文化財を確実に次世代に継承する。市民一人ひとりが寒河江市の歴史や文化に関心・理解を持てるよう学習の機会を提供し、文化財の保存・活用の機運を高める。市固有の文化財を地区の人びとが主体となって保存し、積極的に活用することにより、特色ある地域づくりに寄与する。」ことが挙げられており、文化財の保存・活用に関する基本的な方向性としている。

福岡県太宰府市の「太宰府市文化財保存活用地域計画」では、計画の対象として文化財保護法に規定される文化財の他に、市民や地域または市が将来の世代に伝えていきたいモノやコトを「文化遺産」としている点が特徴的である。豊かな歴史文化を持ち、観光都市である太宰府市では、そこに住まう

市民の郷土愛を尊重し、文化財保護についても市民の声を活かしながら施策に取り組んでいる。市の文化財課によれば、文化財を保護するということは単純に特別なものを保存するということだけではなく、各地域の祭りなど今後も継承していかなければならない大切な活動が沢山あるという市民からの声を受け、大切なまちの物語の基盤となるモノやコト及び未来へ継承する活動の中から認定されたものを「太宰府市民遺産」とする取組をしている。

イ 復元・体感アプリ「AR長岡宮」を用いた文化財の活用（京都府向日市）

京都府向日市では、スマートフォンやタブレット端末を利用して史跡の理解を深められる無料のアプリケーション「AR長岡宮」を制作し、文化振興とともに観光振興や地域の活性化を推進している。史跡長岡宮跡の整備について、向日市によれば、近年は整備の進捗に伴い、現地での建物復元や多目的施設としての活用案などについて多く意見が寄せられるようになった。しかし、史跡地は都市計画上の第1種低層住居専用地域に位置し、建物を復元するためには一定の制限があり、また、その経費は数百億単位と試算された。そこで、建物の復元に比べて費用が抑えられ、案内員が不在でも一定の史跡開設ができること、さらにエンターテインメント性を備えた特色ある地域振興・観光振興に寄与できるAR、VRの制作が進められた。

ウ 地中レーダー探査を用いた効率的な発掘調査（福岡県春日市）

福岡県春日市には、弥生時代を代表する国指定史跡「須玖岡本遺跡」がある。王墓の発見を機に注目を集め、考古学史に残る遺跡となったが、高度経済成長期後の急激な都市化に遺跡保護の対策が追いつかず、この遺跡周辺の宅地化は現在も進行している。「史跡と現代の地域住民の生活が隣り合う」という特徴を活かした史跡整備をすること、史跡に関心を持ち、市民が自分の住むまちに対して「誇り」や「愛着」を持てる環境づくりを目指すためには、未発掘場所の調査・研究を計画的に行う必要があった。

国指定遺跡の発掘調査においては、敷地全域で掘削などの破壊的な手法による発掘は認められていないため、地中のどの深さに、どのような遺跡が存在するのか、あらかじめレーダーを使用してピンポイントで発掘を行える手法は効率的かつ効果的であった。ただし、金属なのか木質なのかの材質を特定できない、柱の跡などの穴は発見できないなどのデメリットも存在した。今後は、従来の掘削する手法に加え、地中レーダー探査のような非破壊的な手法を組み合わせる調査を実施し、この成果を積み重ねて傾向を分析・研究することで、地中レーダー探査の精度を上げ、史跡地内で効率的かつ効果的な調査を目指している。

エ クラウドファンディング型ふるさと納税による財源確保（福岡県春日市）

クラウドファンディング型ふるさと納税とは、ふるさと納税の仕組みを活用して寄付金の使途に応じた事業を立ち上げ、寄付を募るものである。福岡県春日市では、平成28年9月から開始したふるさと納税の経費率は、返礼品費や遠方への送料が経費の50%を超え、大きな課題であったため、令和4年度から返礼品や送料を必要としない「クラウドファンディング型のふるさと納税」を検討した。検討の結果、弥生時代を代表する国指定遺跡である「須玖岡本遺跡」を発掘調査・研究し、史跡公園として整備するプロジェクトを立ち上げるとともに、今後この事業を将来的に展開するための周知方法についても併せて検討していた。

3 政策提言

(1) 文化財保存活用地域計画の策定

近年、全国的に見ても文化財を取り巻く環境は、過疎化や少子高齢化等の社会環境の変化や価値観の多様化、気候変動等により大きく変化している。また、災害による文化財のき損も問題となっており、貴重な地域の歴史や文化を伝えてきた文化財を、将来的に次世代へ適切に継承することが困難になる状況に直面している。

こうした刻々と変わり続ける社会状況の中においても、先人たちから受け継がれてきた地域の文化財を指定・未指定に関わらず、未来へ伝えていくためには、所有者や行政だけでなく地域社会全体で幅広く文化財を把握し、保存・活用に取り組むことが必要である。併せて、保存・活用の担い手を確保するためには、文化財の価値を改めて市民で共有し、地域への更なる愛着や誇りが持てるよう、意識の醸成を図る必要がある。

その上で、持続可能な文化財行政の取組の方向性を示す「文化財保存活用地域計画」を策定することが求められており、本計画により本市の目指す将来的なビジョンや具体的な事業等が計画的に進められることで、継続性・一貫性のある、より充実した文化財の保存・活用を図っていくことが可能となる。

(2) 様々なデジタル技術の導入

ア 調査・研究におけるデジタル化の推進

文化財の調査・研究活動は、今後ますますデジタル技術の活用が重要となる。デジタル技術を駆使することにより、効率的かつ効果的に文化財の調査が可能となり、文化財に関する知見を深めることが期待できる。

発掘調査においては地中へのレーザースキャニングの導入や収蔵品への3Dスキャニングの更なる活用、ドローン空撮なども積極的に導入し、様々な調査結果をデジタルアーカイブ化することで、調査過程や成果をデジタルプラットフォームで公開し、市民のみならず多くの人アクセスできる形にしていく必要がある。また、研究活動においては、専門家等とデータを共有することが可能となり、相互に協力する基盤を築くことにつながる。デジタル化された文化財のデータは、分析や解析が容易となり、併せて様々なAIツール等を利用することにより、文化財に関する知識の深化を促進させ、新たな発見につなげることができる。

イ 文化財の普及啓発におけるデジタル技術の活用

下寺尾官衙遺跡群においては、先進市で取り組んでいるようなVRや

AR技術を活用して、スマートフォンやタブレットを通じて実物とデジタル情報を融合させ、広大な土地を積極的に活用し、古代の建築物等を再現することで、その時代の歴史や文化的背景をリアルタイムで体験・学習することができる。そうすることで、来訪者は当時の人々の生活や建造物をリアルに体感でき、文化財に対する理解を深めることにつながり、またゲーム感覚のような面白さと楽しさが加わることで、文化財の保存や活用に対する意識が高められるとともに、文化財に少しでも興味、関心を持つ次世代の子どもたちの裾野を広げることができる。

(3) 文化財の発掘・維持管理における人材の確保

発掘調査によって出土された多くの埋蔵品をアーカイブ化するには、現在ではアナログなコピー機を使って、細かい手作業を何度も繰り返し、作業に多大な時間がかかっている実情がある。また、かつて文化資料館、梅田収蔵庫、鶴が台小学校などに収められていた数多くの収蔵品の中には、資料番号が不明なものや荷札が無いものも多く見つかっており、このようなことが今後発生しないようにするためにも作業の効率化と併せて、対応可能なマンパワーの増加は必須である。

また、文化財の発掘・維持管理において、デジタル化を推進していくためには様々なデジタルツールを駆使していく必要があるため、文化財の専門的な知識に加え、デジタルスキルを身に着けた多様な人材を確保していく必要がある。

(4) 文化財の継続的な保存や収蔵場所の確保

歴史的価値が高く、次世代に伝えるべき多くの文化財を適切に保存していくためには、財源や物理的な収蔵スペースの不足が挙げられる。本市では以前、ふるさと納税を財源として和田家、三橋家、藤間家の維持管理を行った実績を踏まえ、今後はクラウドファンディング型のふるさと納税を導入するなど、文化財の保存活用等に関心を持っている団体や個人から広く支援を受ける手法の検討をすることが必要である。支援者を文化財保護活動の「参加者」として巻き込むことで、文化財への関心と理解を深めてもらい、支援者には特典のようなインセンティブを提供することで、継続的な支援が期待できる。

また、年々増加していく文化財を適切に収蔵するための施設やスペースが不足しており、物理的にそのような場所を拡大して確保していくことは喫緊の課題である。それと同時に、定期的に収蔵品の数や管理方法の見直しを図り、同じ種類で複数存在する文化財については継続して保管するのではな

く、周知啓発や教育のための地域資源として積極的に有効活用していくべきである。

(5) 魅力ある文化財の活用と教育との連携

ア 文化財を活用した地域振興

文化財はただ保存するのではなく、魅力ある文化財となるため積極的に活用していく必要がある。前述したように、下寺尾官衙遺跡群のような歴史的な遺跡は、物理的な価値に加え、デジタルコンテンツを通じて付加価値を創出していくことが重要である。デジタルコンテンツ活用することで、遺跡そのものの価値向上だけでなく、地域全体の活性化にもつなげることができる。

また、文化財の拠点となっている博物館と連携することで、博物館と遺跡を組み合わせたルートが形成され、市内における回遊性が高まり、経済的な効果も期待できる。さらに、市内経済への波及効果だけでなく、住民や来訪者が地域の歴史や文化への理解を深め、その価値を広く伝えることで、地域に対する誇り（シビックプライド）の醸成が期待できる。

イ 教育との連携による次世代への継承

学校教育との連携としては、近隣の小出小学校にとどまらず、市内全域の小中学校にも展開し学習する時間を設け、史跡等を教育の教材として活用し、市内の文化財に触れ、体感することで、歴史や文化への学びが深まるとともに、地域への愛着や誇りを持つことができ、地域社会との関わりや地域文化の継承につなげることができる。また、子どもたちが歴史や文化を効果的に学ぶためには、学校の教職員に頼りきりになるのではなく、コミュニティスクール等を活用して、学校と地域が連携して共に学び合い一体的に取り組むことで、地域全体として文化財を保護し次世代に継承していく意識の醸成を図ることができる。

4 おわりに

本政策提言書は、私たちが大切にすべき「文化財」を未来へと継承していくための方向性を示すものであり、保全と活用の両立を目指すものである。また、文化財は過去と現在をつなぐ架け橋であり、その価値は時代を越えて引き継がれるべきものである。しかし、今日の社会において、急速な都市化や環境の変化が文化財の保全に対して新たな課題を投げかけている。

本提言書で提案した施策が、文化財の保全と活用の双方において、実効性を持ち、地域社会や文化に根ざした形で実現されることを心より願っている。これらの取組が文化財の価値を高め、次世代に豊かな文化的遺産を受け継いでいくための力となることを期待する。

文化財の継承は、一朝一夕には成し遂げることはできない。それぞれの地域が抱える課題や背景を踏まえた柔軟な対応が必要であり、そのためには行政、地域、そして市民一人ひとりが協力し合うことが必要不可欠である。文化財の保全と活用を通じて、私たちの社会がさらに豊かなものになっていくと確信するとともに、本提言がそうした社会の実現に向けた一歩となり、文化財の未来がより明るいものとなることを切に願っている。